

村上市と株式会社シー・エス・シー ホライズン事業部との包括連携に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と株式会社シー・エス・シー ホライズン事業部（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協働することにより、地域の活性化及び情報発信等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について、業務に支障のない範囲で連携、協力して取り組むものとする。

- （1） 地域の活性化に関すること
- （2） 学校との連携に関すること
- （3） スポーツ振興に関すること
- （4） 情報発信に関すること
- （5） その他、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上その内容を定めるものとする。

（費用の負担）

第3条 甲又は乙が前条の規定に基づく取組を行うために要した費用については、必要に応じ、甲乙協議して負担する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解除の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（定めのない事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年9月26日

甲 新潟県村上市三之町1番1号
村上市
村上市長

高橋 邦芳

乙 新潟県新潟市東区津島屋7丁目155番地2
株式会社シー・エス・シー ホライズン事業部
代表取締役社長

乙川 敏彦